



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中学校正格化期（1870～80年代）の県立仙台（宮城）中学校における夜間部の設置と展開：「慶應義塾等ノ方法」を標榜する変則学科がたどった軌跡
Author(s)	三上, 敦史
Citation	北海道大學教育學部紀要, 80, 259-276
Issue Date	2000-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29620
Type	departmental bulletin paper
File Information	80_P259-276.pdf



中学校正格化期（1870～80年代）の県立仙台（宮城）中学校 における夜間部の設置と展開

——「慶應義塾等ノ方法」を標榜する変則学科がたどった軌跡——

三 上 敦 史

ABSTRACT Atsushi MIKAMI, *The establishment and development of the Evening Division at Sendai (Miyagi) Prefecture Middle School during the period of secondary schools' settlement in Japan (1870-1880s).*

The evening division at Sendai Prefecture Middle School was established during the period of 1878-1882 (11-15 of Meiji Era). This was the first experience of such division in public secondary schools. It was an interesting case considering the fact that it was held in a period in which education system was not divided into "elementary-secondary-higher level" as well as its graduation did not give any specific qualification. This paper reviews the process of settlement of this division and analyses its importance in the history of Japanese education.

目 次

はじめに

1. 夜間部設置以前の仙台中学校
 - (1)官立外国語学校から県立中学校へ
 - (2)中学校批判の勃興と「慶應義塾等ノ方法」への注目
 - (3)変則学科の設置
2. 夜間部の誕生
 - (1)変則学科の夜間転換
 - (2)英語変則中学科への改組
 - (3)夜間部の占めた位置
3. 夜間部の廃止
 - (1)英語変則中学科の募集停止
 - (2)学校紛擾の発生と英語変則中学科の消滅

おわりに

はじめに

1878（明治11）年10月30日、文部省は宮城県に対し、仙台中学校に夜間授業を行う変則学科を設置することを認可した。その後、79（同12）年に宮城中学校英語変則中学科と改称（以下、夜間授業の変則学科・英語変則中学科を一括する場合は「夜間部」と記述する）、82（同15）年1月には消滅するから設置期間はわずか4年足らずだが、わが国の近代教育史上、府県立中学校が正規の学科として設置した初めての学制・教育令のもとでは唯一の夜間部である。

中学校の夜間部という、いわゆる「夜間中学」すなわち貧困青年の「苦学」の場というイ

メージが浮かぶ。だが、それを口にするには誰しも躊躇があろう。1872（明治5）年の学制発布からまだ6年。『文部省年報』の数値に従っても就学率41.3%、中学校進学率0.6%に過ぎない時期のことである。夜間授業を行う中学であることを指して「夜間中学」と呼び、あるいは何らかの意味で昼間の学科への通学を阻まれたということを指して「苦学」と呼ぶとして、この段階における「夜間中学」「苦学」とはいったいいかなる意味を持っていたのかという素朴な疑問が浮かばずにはいられないからである。

この時期の中学校・夜学校に関する研究の蓄積は薄い。仙台（宮城）中学校についていえば、夜間部はおろか同校それ自体を扱った研究すら存在しない。県史・市史レベルで渉獵しても、夜間部については次のような通り一遍の記述にとどまっている。

「変則学科に入学して大に従学しようとしても、昼間公私の用務が多端のため来学することの出来ない者の素志を遂げさせるべく、該変則学科を夜学制として生徒を募集することにした」*⁽¹⁾

「松平県令は変則学科の制度があっても、昼間授業であるため通学の出来ない者のあることを察し、これを夜学制として素志を遂げさせることに改めた」*⁽²⁾

「仙台中学校の夜学校舎（明治十一年開設の変則学科）（中略）は、仙台中学校が「其ノ実ハ英語学校ニシテ普通学科ニコレナク候フニ付キ……」,邦語で普通学を起こす必要があるとの趣旨によるものであった」*⁽³⁾

これらの記述を読む限りでは、近代の夜間中学、戦後の定時制高校と差違はないようにみえる。だが、これらはいずれも夜学の中学校で学ぼうという意欲を持つ（膨大な数の）生徒の存在を前提に書かれており、前述した素朴な疑問に答えを出すものではない。そうした意味では、学校史レベルで次のような記述がなされてしまうのもむべなるかな、である。

「勤労青年の就学の便を図って当校に夜間制の変則学科を設置した。（中略）現在の定時制教育のはじまりとして注目される」*⁽⁴⁾

しかしこのように言い切ることは可能だろうか、夜間中学に関する先駆的な研究で知られる菅原亮芳は、「夜間中学は、明治30年、東京に私立下谷中等夜学校が私立愛日尋常高等小学校内に設置されたことに始まると思われる」*⁽⁵⁾と述べている。この言を借りなくとも一般に近代日本の学校制度が1900年頃に確立されたことを考えると、夜間中学や定時制高校と安易に接続することは困難に思われる。

そもそも1870年代において、文部省は中学校の教育水準・内容に容喙しなかった。官立中学校は一校も設置しなかったし、『文部省年報』に掲載する「中学校一覧表」にしても、各府県が申報した通りに作成するだけであつたらしい。その結果、中学校と称する学校のほとんどはごく小規模で内実の伴わない私立学校（いわゆる泡沫私学）であつたことが、神辺靖光によって明らかにされている*⁽⁶⁾。その一方で、文部省は就学率向上を府県に迫るとともに、自らは官立の師範学校・外国語学校*⁽⁷⁾を次々に設置した。1872（明治5）年の学制発布以来、文部省は初等教育と高等専門教育の普及・発展に意識を集中していたのである。それは79（同12）年に学制に代えて教育令が出された後もさほど変わらなかった。

仙台中学校が設置され、夜間部を開設するに至ったのはこうした時期のことである。当初は官立外国語学校として設置され、のちに政府の財政難から県に移管されて中学校となったという出自からして、設備・スタッフの充実ぶり、教育内容や生徒の学力水準などあらゆる点で、当時としてはトップクラスの中学校だったのは間違いない。こうした学校が夜間部を設置する

のである。近代中学校制度の黎明期に関する研究の事例として、重要な位置を占めていることは確かであろう。

本稿はこの仙台（宮城）中学校夜間部の設置から廃止に至る過程を素描するとともに、その教育史的な意義を考察することを課題とする。

1. 夜間部設置以前の仙台中学校

(1) 官立外国語学校から県立中学校へ

まず、仙台中学校が誕生するまでの流れを概括しておこう。

1874（明治7）年3月29日、文部省は布達第13号を発した。前年に設置した東京外国語学校に続き、愛知・大阪・広島・長崎・新潟・宮城にも官立外国語学校を設置するのである。中学校設置を府県・郡や私人に任せたのとは比べものにならない意気込みである。

宮城外国語学校は生徒70名を迎えて12月8日に開校した。校長は下斗米精三で、修業年限3年、表1に示す科目を英語で教授することになっていた。なお、開校直後の12月27日、文部省布達第30号により同校は宮城英語学校と改称されている。

しかし、設置前の意気込みとは裏腹に、同校は設置当初から財政面^{*(8)}や学力面^{*(9)}で課題山積であった。そのため1875（明治8）年に早くも教則を改正、下等語学・上等語学の2学科体制とし、修業年限は両学科とも3年（合計6年）に拡充した。授業科目（時数はわからなかった）は表2のようになり、英語以外の科目の充実をはかった。

とはいえ下等語学に登場した唱歌・体操はわずか1年後には廃止されるから、実際に授業が行われたかどうか疑わしい。上等語学は一般教科を充実させたものの、まだ生徒はいない^{*(10)}。それでも表3のように生徒数は75名から101名へと増加をみた。

この生徒増によって同校は一般科目を重視する必要性を感じたらしく、翌1876（明治9）年にも教則を改正した。表4のように下等語学で一般科目をさらに増加させ、その修了後は上等語学を経ずに専門学校へ進学可とした。事実上の修業年限短縮である。県外遊学を志望する者を、わずかな期間でも受け入れておこうとしたのであろう。

しかし、この改正は不発に終わり、前掲表3にみるように生徒は92名に微減した。

そしてこれが官立外国語学校として最後の教則改正であった。西南戦争による財政緊縮を理由に、翌1877（明治10）年2月19日文部省布達第1号で愛知・広島・新潟の各英語学校とともに廃止（所在する府県に移管）となったからである。

設置から3年足らずの宮城英語学校は、卒業生を出すどころか上等語学に生徒を受け入れる

表1. 1874（明治7）年における宮城英語学校の教授科目

科目 学期	英 語 科 目								一般科目		
	暗誦	読方	翻訳	習字	綴字	書取	文典	会話	算術	地理	歴史
第一年第一期	○	○	○	○	○						
第一年第二期	○	○	○	○	○				○		
第二年第一期	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
第二年第二期	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
第三年第一期	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
第三年第二期	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○

『文部省第二年報』（1874年）の「明治七年 宮城英語学校年報」から作成。

表2. 1875（明治8）年における宮城英語学校教授科目

【下等語学】

科目 学期	英語科目								一般科目				
	暗誦	読方	習字	綴字	書取	文典	会話	翻訳	算術	地理	歴史	唱歌	体操
第一年第一期	○	○	○	○				○				○	○
第一年第二期	○	○	○	○				○	○			○	○
第二年第一期	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○
第二年第二期	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
第三年第一期	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
第三年第二期	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

【上等語学】

科目 学期	英 語 科 目								一 般 科 目																
	暗誦	読方	書取	文典	会話	詞格	作文	翻訳	算術	代数学	地理	歴史	幾何学	物理学	健康論	文学	文学歴史	各種語論	性理學	算術	化学	推古学	経済学	唱歌	体操
第一年第一期	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○												○	○
第一年第二期	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○												○	○
第二年第一期	○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○									○	○
第二年第二期	○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○									○	○
第三年第一期	○	○			○		○	○	○			○	○			○	○	○	○					○	○
第三年第二期	○	○			○		○	○		○		○							○	○	○	○	○	○	○

「明治八年 宮城英語学校年報」（『文部省第三年報』、1875年）から作成。

表3. 官立英語学校・県立中学校を通じての職員・生徒数

年 度	学校名	教員数	全校生徒数	変則生徒数
1874（明治7）	宮城英語学校	5	75（新設）	—
75（ 8）	〃	8	101（+ 26）	—
76（ 9）	〃	8	92（－ 9）	—
77（ 10）	仙台中学校	10	69（－ 23）	—
78（ 11）	〃	11	118（+ 49）	33（新設）
79（ 12）	宮城中学校	15	146（+ 28）	10（－23）
80（ 13）	〃	13	157（+ 11）	2（－ 8）
81（ 14）	〃	11	30（－127）	0（－ 2）
82（ 15）	〃	12	119（+ 89）	—
83（ 16）	〃	14	158（+ 39）	—

各年度の文部省年報から作成。教員数には校長・外国人教師を含む。（ ）内は前年比。

こともないまま、2月26日付で県立の仙台中学校に転換された。校地・校舎・教具等の一切が移管され、校長下斗米精三、教員坪井玄道・花輪虎太郎・三浦貞一ら、米国人教師チャーレス・グールド Charles L. Gould および全校生徒が移籍となっている。

(2) 中学校批判の勃興と「慶應義塾等ノ方法」への注目

県立中学校への改組によって、同校は修業年限を下等学科3年・上等学科2年（合計5年）

表4. 1876（明治9）年における宮城英語学校の教授科目

【下等語学】

学期	科目	英語科目										一般科目					
		暗誦	習字	綴字	会話	読方	訳読	解釈	書取	文典	作文	算術	地理	歴史	暗算	代数	物理
第六級（旧第一年第一期）		○	○	○	○	○	○	○				○					
第五級（旧第一年第二期）		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
第四級（旧第二年第一期）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
第三級（旧第二年第二期）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第二級（旧第三年第一期）					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第一級（旧第三年第二期）						○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○

「明治九年 宮城英語学校年報」（『文部省第四年報』、1876年）から作成。上等語学については掲載なし。

表5. 1877（明治10）年における仙台中学校の教授科目

【下等学科】

学期	科目	英語科目								一般科目					
		綴字	習字	読方	書取	会話	文法	作文	翻訳	算術	代数	地理	歴史	図法	体操
第六級		○	○	○		○			○						○
第五級		○	○	○	○	○	○		○	○					○
第四級		○	○	○	○	○	○		○	○					○
第三級		○	○	○	○	○	○	○	○			○			○
第二級		○		○	○	○	○	○	○			○			○
第一級					○		○	○	○		○		○	○	○

【上等学科】

科目 学期	英語科目			一 般 科 目															
	文 法	作 文	翻 訳	代数学	幾何学	歴 史	理 科	地 理	経済学	生理学	図 法	文明論	三角法	化 学	物理学	修身論	健全論	記簿法	体 操
第四級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○
第三級	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○								○
第二級		○	○							○		○	○	○	○	○		○	○
第一級		○	○									○	○	○	○	○	○	○	○

「明治十年 宮城県年報」（『文部省第五年報』、1877年）から作成。

に短縮、経費も従来の約半分の年5,315円（定額費）に削減した*⁽¹¹⁾。教則は表5のように定めた。どのような改正が加えられたか検討してみよう。

下等学科は英語科目のみならず一般科目も大幅に削減している。かえって英語重視に回帰したともとれる。また、教則第1条には「英語ヲ以テ普通ノ学科ヲ教授スル」とあり、教授法は英語学校のままであることがわかる。上等学科は一般科目をさらに重視したものの、教則第5条には「下等学科ヲ卒リタルモノハ直ニ大学校ニ入ルコトヲ得ヘシ」とあり、生徒の多くが上等学科に進学しない現状を改善する意志はない。同校は「学科ハ多ク語学校ノ法ニヨルト雖モ語学ヲ主トセス普通学科ヲ主トスルヲ以テ用書ノ如キハ多少変更スル所アリ」*⁽¹²⁾と説明する

が、結局のところ英語学校の制度を墨守したに過ぎなかった。

官立外国語学校時代の試行錯誤の結果、一般教科を重視しても生徒増に結びつくとは限らなかったことで、同校では次の一手を指しあぐねていたのかもしれない。だが、このままでは生徒確保が不如意な状況が続くことは火をみるより明らかであった。とりあえず同校では、11月に「国書ヲ以テ教授スル中学教科」を導入する教則改正計画を発表^{*(13)}、12月に貧困生徒を支援する「給貸生」制度を設置^{*(14)}と、矢継ぎ早に対応策をとっている。

しかし、こうした措置が功を奏するまでの時間的余裕はなかった。翌1878(明治11)年1月22日、『仙台日日新聞』^{*(15)}が社説で仙台中学校批判の火蓋を切ったのである。内容は大きく分けて以下の3点であった。

①中学校を名乗っても「従前ノ規則ニ遵ヒ僅カニ一百前後ノ生徒ヲ教育スル而已」なら、「本地方面ノ人民ヨリ之ヲ觀ルトキハ則チ有ルトモ可ナレハ又無クトモ可」という他ない。

②外国人教師を雇用したり、遠方の生徒も入学させたりした結果、県が民衆から徴収した学費「四万八千二百余円ノ中テモ大約五千余円ツ、位ハ是非トモ之ニ供給セサルヲ得」ない。しかも、今回は焼失校舎の復旧工事費が「二千五百円許ノ巨額ニ上」ったと聞く。

③学費は「敢テ艱苦ノ中ヲ突衝シテ以テ汗勞シタル所ノ者ヨリ出シ」たものである。それを「不急ノ費用ニ充」てられた人民の「情理憤痛」を代弁しなければならない。

この社説に県庁は震撼した。わずか2日後の1878(明治11)年1月24日、県学務課(第五課)長の斉藤永頼は校長下斗米精三に書簡を発している。斉藤は生徒数の増加が急務だと述べ、大胆な教則改正案をまとめる作業と並行して「別ニ変則ノ科ヲ設ケ概略慶應義塾等ノ方法ニ倣ヒ訳読ヲ主トシテ是等生徒ヲ教授シテハ如何」^{*(16)}と提起した。さらに生徒を75名とみて教員3名を増員すれば足りるという計算を披露、「教則ハ概略御校デ」と中学校側にボールを投げかけた。

「慶應義塾等ノ方法」とは、慶應義塾が学科を正則科(本校)・変則科(分校)に分けた1873(明治6)年6月改正の教則を指すと考えられる。このうち変則科の規程は次の3条からなっている^{*(17)}。

一、変則科を学ぶ者は満十七歳以上に限る。

一、教授の法は専ら読方及訳を覚へしむるを主旨とし其時間は等級に由り三時乃至二時間とす。尤学期年限等の定りなし。其読本は凡左の如し。

リードル 文典 地理書 究理書 歴史 修身論 経済書等

一、右条々の外、大概正則科の規則に照準す。

福沢諭吉の手による「慶應義塾教則変更に関する告示」草稿^{*(18)}によれば、正則科は「全く西洋学校の風に倣て其真面目を写し、児童をして十歳前後の時より本則の学科に就かしめ、唯横文のみならず日本の文をも学ばしめて、七八年の間に大成を期する」学科だが、変則科は「西洋の学校に行はるゝ学問の順序を顧るに違あらず、先づ其文典を読み直に地理書を学ぶ経済論を講ずる」といった形で「教授の順序に拘はらずして急成を主とする」学科である。変則科といえども英語(を通じての西洋諸科学)の習得を目標とすることにかわりはないが、「唯本国の時勢を察して其急務に供する」ため、英学の基礎教養に欠ける点があるのは承知のうえで読み書き能力に重点を置き、「其趣恰も儒者の漢書を読むが如」き学習法をとらせるのである。若年者を入学させないのは当然である。正則科の教則も国書を学習させる点で仙台中学校とは一線を画しているが、変則科は一層大胆な方式をとったのであった。

ところで、なぜ「慶應義塾等ノ方法」なのだろうか。当時の慶應義塾が中等・高等教育機関における英学教育や教育行政一般に深く関与し、「文部省は竹橋にあり、文部卿は三田にあり」といった世評を受けていたことはつとに有名である。そうした慶應義塾の位置を考えれば、それが生徒増のための唯一の妙策であったということも考えなければならない。だが、それに加えて、ここ仙台では中学校教員の多くが福沢諭吉の幹旋による者であった*⁽¹⁹⁾。斉藤の経歴は不明だが、迅速な改革を進めるにあたって中学校側の反発をおさえるにはこれにまさるスローガンは存在しないといった判断もあった可能性が考えられるだろう。

それから1週間後の1月31日、仙台中学校では焼失した校舎の復旧工事の落成式を行った。『仙台日日新聞』は県令宮城時亮の式辞を掲載するとともに、次のような風刺を加えた。

旨ク此ニ開校ノ盛式ヲ行ハレ本校々□（1字分空欄、「長」か——三上注）外国教師及教員生徒其他宮城仙台両師範学校ノ校長幹事諸教員モ挙ナ同一ニ整列シテ各其ノ祝詞ヲ朗読シ
[其ノ音声ハ決シテ腥サ^{ナマダ}■^{ボウズ}■（3字分のサイズのイラスト、以下同じ——三上注）ガ木魚^{モクキョ}
^{タ、}敲イテ虚説ヲ唱ヘ瘦^{ヤセカン}■^{ヌシ}■ガ鑄鈴振ウテ空文ヲ誦スル如ニ非ス] 式畢レハ茶菓頓ニ整ヒ酒肴並ヒ臻リ於是カ諸員諸子ノ歓楽ヨリ吾輩ノ難有サモ亦タ極ル*⁽²⁰⁾（ルビは原文ママ）

県庁の広報誌的な役割を果たしていた同紙の性格からすれば、世論はもはや抜き差しならない段階であったと推測できよう。

（3）変則学科の設置

社説掲載から2カ月後の1878（明治11）年3月22日、下斗米校長は宮城県令に「変則学科設置ノ趣意」と題した文章とその教科概目を送付した*⁽²¹⁾。県庁では内容に手を入れることなくこれを認可、4月4日宮城県達甲第91号として同日付の『仙台日日新聞』1面に掲載された*⁽²²⁾。達に言う。

今ヤ県下ノ小学教育漸ク播布シテ英語中学校モ亦既ニ設置シ一般ノ子弟及俊秀ノ少年ヲ教育スルノ方法ハ略備ハレルガ如シト雖トモ熟々人民教育ノ全局ニ就テ察スル時ハ目下至要ノ教育法ニ於テ猶未タ大欠典ナシトセサルナリ蓋壯年ノ徒既ニ小学年齢ヲ過キ志望宏遠英学ニ従事シテ有用ノ学識ヲ得ンコトヲ渴望スルモ事情ノ許サザルガ為ニ中学校ニ入りテ教科ノ順則ヲ履踐スル能ハサルモノ多シ或ハ春秋ニ富ミ才資ニ乏シカラサルモ家計意ノ如クナラサルモノアリ或ハ才資家計ハ敢テ就学ノ素志ヲ妨ケザルモ年齢既ニ高クシテ晩成的ノ教科ニ適セサルモノアリ其他千百ノ障碍ニ掣肘セラレテ終ニ就学ヲ誤ルモノ蓋亦少シトセザルナリ之ヲ個人ノ幸否ニ就テ察スル時ハ積年ノ篤志ヲ空フスルノ悔アリ之ヲ公益ノ点ヨリ見ルトキハ得ラルヘキ人才ヲモ失フノ損亡アリ個人ノ為ニハ憫ム可ク公益ノ為ニハ惜ム可キナリ依テ今爰ニ変則学科ヲ開置シテ以テ此欠典ヲ補充シ在学ニ三年ニシテ独歩英文ヲ解釈スルノ素資ヲ付授シ尚志望ノ宏遠ニシテ所望ノ学科ヲ修メント欲スルモ師ヲ俟タスシテ能クスヘク或ハ去テ實際ノ事業ニ従フモ直ニ活用スヘキ人物ヲ養成セントス其教科専ラ英書ヲ以テスルノ趣意ナレトモ目下ノ實際ニ就キ壯年生ノ教育ニ関シ単ニ英書ノミヲ専用スルトキハ猶隔靴搔痒ノ歎ナキ能ハサルガ故ニ交ユルニ和漢書ヲ以テシ傍作文ヲモ学バシメ論説翻訳等ハ勿論都テ行文達意ノ技芸ヲモ自在ナラシメント欲ス

続いて、年齢は大略14～26歳で30名を募集すること、願書締切は4月15日であることを述べ、教授科目を列挙した。変則学科の設置ならびに募集開始である。

ここで教授科目に注目しよう。表6のように下等・上等学科と比較すれば、一般教科を極め

表 6. 変則学科設置当初の下等・上等学科との教授科目比較

科目 学科	英 語 科 目						
	綴 字	習 字	読 方	書 取	会 話	文 法	作 文 翻 訳 英 文 学
変則学科	○		○			○	
下等学科	○	○	○	○	○	○	○
上等学科						○	○

科目 学科	一 般 科 目																				
	算 術	代 数	幾 何	数 学	地 理	地 理	歴 史	史 学	理 学	経 済	生 理	図 学	文 明	三 角	化 学	物 理	修 身	健 全	記 簿	修 字	植 物
変則学科	○			○		○		○		○	○				○	○	○		○	○	○
下等学科	○	○			○		○					○									
上等学科		○	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○

「明治十年 宮城県年報」(『文部省第五年報』、1877 年)および『仙台日日新聞』1878.4.5 付から作成。
変則学科の科目中、「史学」には「万国史・各国史・文明史」の区分あり。また、「和漢書」には「チャイニーズ・インド・ジャパニーズ」のルビあり。

て重視しているのが明らかとなる。

ただし、この教則は慶應義塾変則科とは相当異なるものであった。慶應義塾では「些々たる差支を以て正則を恐れ、枉て変則に就き、我輩自家の無則の教を学ぶは、或はこれを無勇姑息ともいふべき」として若年者の入学を禁じていたが、仙台中学校では「春秋ニ富ミ才資ニ乏シカラサルモ家計意ノ如クナラサルモノ」をも受け入れるとして年齢制限の上限を緩和しただけであった。教育内容も、慶應義塾では学期・年限を規定せず、「リードル 文典 地理書 究理書 歴史 修身論 経済書等」の 7 科目を課したのに対し、仙台中学校では学期・年限を規定し、植物学・金石学・政理学など極めて広汎な科目を網羅している。いわば仙台中学校では「慶應義塾ノ方法」を大義名分として、あるべき県立中学校像を模索する壮大な実験を試みたのである。

ところで、当時の新年度は秋から始まる。年度中途の 4 月(授業開始は 5 月^{*(23)})設置というのは異例の時期である。さらに驚くべきことに、変則学科は教則を制定せず^{*(24)}——したがって文部省の設置認可も取らないまま^{*(25)}——、暫定的に募集年齢と教授科目だけを定めて発足したのである。

これほど設置を急いだ背景として、生徒の激減が見逃せない。変則学科の設置直前の 5 月 15 日段階で、生徒数は官立宮城英語学校の設置以来最低のわずか 69 名にまで落ち込んでいた^{*(26)}。もはや「僅カニ一百前後」ですらない非常事態となっていたのである。

2. 夜間部の誕生と展開

(1) 変則学科の夜間転換

緊急避難的に設置された変則学科は、しかし 20 名程度の生徒しか集められなかった。1878(明治 11) 年 9 月 5 日、着任したばかりの県令松平正直は仙台中学校を視察、入学を志望しながら日中通学できない者を受け入れるため、変則学科を夜間授業に転換するよう命じた。下斗米校長はただちに校内の意見をまとめ^{*(27)}、10 月 1 日付で変則学科を夜間授業に転換する広告を出

した^{*(28)}。

本校曩ニ変則学科ヲ開置ス其ノ趣意タル一ニ就学ノ志望アルモノ或ハ事情ヲ止ムヲ得サルアリテ中学教科□（1字分空欄，「ノ」か——三上注）順則ヲ踐履スルコトヲ得ス或ハ年齢既ニ高クシテ之ニ適セサルアリ或ハ多少ノ障碍ニ掣肘セラレテ積年ノ篤志ヲ空フスルモノ少カラサルヲ以テ之カ志望ヲ遂ケ目的ヲ達セシメンコトヲ要スルニ内家計ヲ営ムモノニ非サレハ外公務ノ多事ナル者ニ係ルヘシ果シテ然ラハ公私有務ノ多端昼間暇ナク成規教授時間ニ通学勉強スルヲ得サルノ輩々之アルヲ察スルニ足ルナリ豈遺憾ノ極亦憫惜ノ最深ナルモノト云ハサルヲ得ンヤ況ンヤ之ヲ小ニシテハ有志ノ損亡ニ関シ大ニシテハ国家ノ不幸ニ涉ルノ至大要点ニ於テヤ故ニ今変則学科ヲ夜間ニ設ケ以テ公私ノ便益ヲ謀リ大ニ助クル処アラントス而シテ其ノ教授科目ノ如キハ既ニ広告アリ故ニ爰ニ略シテ掲載セスト雖モ之ヲ要スルニ専ラ英書ヲ旨トシ傍ラ作文論説翻訳等□（1字分空欄，「数」か——三上注）科ヲ備ヘ在学ニ三年ニシテ独歩英文ヲ解読スルヲ得ヘク或ハ去テ實際ノ事業ニ従フモ直ニ活用スヘキノ学科ヲ授ケントスルナリ変則夜学ノ概旨ヲ報告スルコト如此之ニ因テ今般更ニ変則夜学生徒三十名ヲ限リ入学ヲ許ス志願ノ者ハ履歴書ヲ携ヘ来十月二十日迄ニ本校ヘ出願スヘシ

明治十一年十月一日 仙台中学校

この措置に伴い、変則学科はさらに17名の新入生を迎えた^{*(29)}。同年の文部省年報によれば、仙台中学校の生徒数は118名に回復、そのうち変則学科生徒は33名を占めている^{*(30)}。11月には「夜学変則学科生徒漸次増員シ該学科ノ授業其差支少カラサルニ因リ」^{*(31)}、新たに数学教師山内道炳を採用するとともに、変則学科の最上級生徒だった大崎久に助手を命じている。昼間の学科には及ばないものの、片手間的な態勢では維持できない規模にまで成長を遂げたということであろう。

この直後の10月21日、正式に変則学科の設置を文部省に出願、同月30日付で認可を得ている^{*(32)}。設置から5カ月も経過してようやく制定をみた「仙台中学校変則科教則」によれば、英書で普通学科を教授することでは下等・上等学科と共通だが、英語の学習を専らとはせず和漢書も兼修させて2年間の速成教育を行う点で独自性を鮮明にしている。教授科目は表7のように大きく一般の科目に振った構成とした。また、卒業後にさらなる学習を希望する者のために変則予科学の設置も予定していた。

なお、変則学科は正則の学科とは異なる専用の教室を使用していた。夜間授業への転換に伴い、当然この設備は昼間遊休状態となる。同校では翌1879（明治12）年1月28日に変則学科の教室を東二番丁小学校に貸与することを願い出ている^{*(33)}。ほどなくして許可が下りたらし、同小学校では変則科^{*(34)}を設置、授業時間10：00～16：00で「小学年齢外ノ徒」30名を募集している。これによって仙台中学校の一角に、昼夜を分かたず正規の就学年齢を超えた生徒の教育を行う空間が誕生した。中学校からすれば、存在意義をアピールするために考えられる手は全てうったということであろう。

1879（明治12）年1月にも変則学科は追加募集を行った。広告によれば、「変則夜学生徒二十名ヲ限リ試験（国書）之上入学ヲ許ス齡十四年以上二十八年以下」とある^{*(35)}。これと同時に昼間の正則の生徒30名も募集した。試験の結果、両科あわせて30名の入学をみている^{*(36)}。変則学科の人数は定かでないが、3月25日には生徒増加のため夜学校舎の使用を取りやめ本校舎で授業をする旨^{*(37)}が学務課に送達されていることから、かなりの生徒が入学したはずである。夜

表7. 1877（明治10）年における仙台中学校の教授科目

【変則学科】

科目	英 語 科 目						一 般 科 目										
	綴 字	読 方	読 本	文 典	文 法	翻 訳	算 術	代 数	幾 何 学	地 理	万国 史	米国 史	英国 史	仏国 史	経済 学	修身 学	国 書
第四等	○	○	○	○						○							○
第三等					○		○				○	○					○
第二等						○	○	○					○	○			○
第一等						○		○	○						○	○	○

【変則予科学】

- 修業年限・等級などは不定。
- 英語関係の科目はなし。
- 一般科目は、記簿法・文学・論理学・心理学・物理学・博物学（生理動物植物）・天文学・化学・地質・金石学・政理学の11種。

『文部省日誌』第11年第16号から作成。

間授業への転換は予想もしないほどの大成功であった。

このような盛況ぶりを、世論はどう受け止めたのであろうか。『仙台日日新聞』は1878（明治11）年中は黙殺を続け、翌79（同12）年1月11日にようやく「仙台中学校ヲ論ス」と題する社説を掲載した。

中学トハ何ソ英語之ヲ「ハイ、スクール」ト謂ヒ高等普通学科即チ是レナリ仙台中学校ハ果シテ本県住民ノ高等普通学科乎今日ノ教フル所ヲ以テハ未タ本県人民ノ智識ニ適シテ本県民ノ高等普通背学科タルニ背カストハ謂フヘカラサルナリ（中略）仙台中学校ハ本県人民ノ総持合ノ者ニシテ本県人民ノ智識ニ適シ本県人民ノ高等普通学科タルニ背カサルヲ期セサルヘカラサルナリ（中略）今日ノ如ク精シク綴字ノ如キ会話ノ如キ者ハ学ハシムルヲ止メテ之ヲ簡ニシ史学数学其佗ノ諸学科モ純粹ナル英語ヲ以テ之ヲ教フルヲ為サス所謂変則学ヲ主トシテ訳読以テ之ヲ教フルトキハ生徒不急ノ勞ヲ為シテ貴重ノ光陰ヲ費ヤスコトナク智識ヲ増スコト今日ニ倍シテ宮城県民相当ナル普通学科ノ高等ナル者ヲ得ルニ庶幾カラシカ（中略）今日ノ中学教則ヲ一変シテ正則トカ変則トカ漢学トカ国書中学教科トカト區別スルナク宮城県民相当ナル仙台中学校教則ヲ設ケラレンコトヲ望マシク思ハル、位ノ事ナリ何ントナレハ中学ハ上ニモ言ヒシ通り高等普通学科ニシテ徒ニ開成学校ニ入り工部大学ニ入り中学師範学科ニ入ルノ備ヒノミヲ為ス者ニアラサレハナリ*⁽³⁸⁾

さらに続けて、地方費で維持される以上、英語を中心とした進学の階梯ではなく、「所謂変則学ヲ主トシテ」地方のニーズに応じた完成教育機関たれと論じている。

現実の盛況ぶりを評価する内容でないのは、変則学科に対する世評の低さの現れなのだろうか。あるいはことさらに持ち上げたりすると、これでお茶を濁して本格的な教則改正が先延ばしされてしまうといった危惧があったのだろうか。現在の限られた資料から、断定的に述べることはできない。

(2) 英語変則中学科への改組

校長下斗米精三は和漢書重視の教則改正方針に自信を深め、1879（明治12）年5月、県庁に

教則改正案を發した。変則学科設置によって「本校ノ教則稍備レルカ如シト雖トモ之ヲ教育ノ全局ニ就テ察スルトキハ亦大ニ欠典ナシトセス乃チ国書ヲ以教授スル中学教科ノ設ケナキ是ナリ」*⁽³⁹⁾という分析から、表8のような組織に改正するというのである。

この改正案の特徴は、以下の3点である。

- ①中学校の「本旨」*⁽⁴⁰⁾として邦語中学科を新設し、下等・上等学科を英語中学科、変則学科・変則予科学を英語変則中学科とする。
- ②英語中学科でも和漢書を兼修させるほか、表9のように一般科目をいっそう重視する。
- ③修業年限を邦語中学科・英語中学科で4年、英語変則中学科で2年に短縮する。

修業年限の短縮以外は、変則学科の成功から導き出されたのは明らかである。変則学科は期せずして教則改正のパイロット事業という性格を担ったといえる。

翌月の6月に宮城中学校と改称した同校では、8月に下等学科最下級の生徒30名を募集した。その結果、「創立以来屢生徒ヲ募集セリト雖トモ応募ノ生徒ハ僅ニ募集定員ノ半数内外」だったところに定員を超える40名の受験者が集まり、29名に入学許可を出す盛況となった*⁽⁴¹⁾。英語学校的な体質の改善が進み、それが青年たちに可視的になるにつれ、同校の評価は高まりつつあったと考えられる。

7月15日には学年が終了、変則学科は早くも卒業者第1号を送り出した*⁽⁴²⁾。入学後間もなくから、学習の傍ら授業の助手をするよう命じられていた大崎久である。24歳の大崎は9月6日付で「教員助手」として正式に採用された*⁽⁴³⁾。このほか変則学科の在籍者は、第2等へ進級2名、第3等へ進級9名、第4等に残留9名の計20名であった*⁽⁴⁴⁾。

なお、秋の新学期から実施するはずだった組織の改正は、文部省の認可が遅れたため不可能となった*⁽⁴⁵⁾。同校ではとりあえず既存の英語中学科・英語変則中学科のみで授業を開始した。この段階の英語変則中学科は総計10名という少人数であった。

これ以降、『仙台日日新聞』の論調が次第に変化してゆく。11月7日の社説では、既存の英語中学科は「大学予備門ノ如キ」もの、英語変則中学科は「変則英学校ノ如キ」ものであって「中学ノ主□（1字分空欄、「意」か——三上注）ヲ間違ヒタル者ト云ハサルヲ得サルナリ」と従来通りの批判を加える一方で、新設の邦語中学科については「中学ノ主意ヲ得タル者ナリ教育令第四条ニ乖戾セサル者ナリ」と絶賛、今後は英語関係の学科を一切廃すべしと論じている*⁽⁴⁶⁾。同校への好意的な記事はこれが初見である。

さらに12月1・2日には「読仙台日日新聞」と題する投書を掲載した。新田耕作と名乗る投書子は、欧米の中等教育ではラテン語・ギリシャ語はもちろん、英国ではフランス語、米国ではドイツ語といったように2～3の言語を学ぶのが当然のことだと指摘、英語学を全廃するよう求めるのは「血迷ヒ」「狂氣」「卑屈」だと激越な批判を加え、「聊カ贅言ヲ費シテ貴社ニ送ル記者其之ヲ反省セヨ」と論じた。同紙はまた、12月16・17日にも「中学」と題する投書を掲載した。氏名不詳のこの投書子も英語全廃は軽挙妄動だと戒めたうえで、「我国ノ代議士」に「独リ我国ノ其形跡ノミ着目セス広ク万国ノ教育ト其影響トヲ熟考シテ予輩人民ノ為メニ適宜ナル明説ヲ吐露シテ以テ本邦教育ノ盛大ニ赴」かせるよう求めている。

こうした批判の反映であろうが、文部省が中学校正格化路線に転じる翌1880（明治13）年に入ると、同紙は中学校批判を掲載しなくなる。実際問題として、近代諸科学の導入を目指すために英語教育の必要性は高まりこそすれ低くなることはない。英語教育廃止という従来からの論調は世論の反映とはいえ、明らかに度を失っており、いつまでも続けるわけにはゆかなかっ

表8. 1880(明治13)年の教則改正以降における宮城中学校の設置学科

学 科 名	コマ数	年限	入学年齢	入 学 対 象 者	教授方法
邦 語 中 学 科	5コマ	4年	14～19歳	小学教科ヲ卒リテ更ニ高尚ナル学科ヲ修メント欲スルモノ	邦語ヲ以テ中学々科ヲ教授
英 語 中 学 科	5コマ	4年	14～19歳	東京大学法理文三学部及ヒ各種ノ専門学校ニ入ラント欲スルモノ	英語ヲ以テ普通学科ヲ教授
英語変則中学科	4コマ	2年	14～28歳	年齢既ニ高クハ各種ノ故障アリテ教科ノ順則ヲ履踐シ永ク英学ニ従事スルコト能ハサルモノ	教科ノ順則ヲ踏マス英書ヲ教授

『宮城中学校規則 明治十二年十二月改定』から作成。「コマ数」は1日あたりの授業時数を示す。

表9. 1880(明治13)年の教則改正以降における宮城中学校の教授科目

	邦語中学科	英語中学科	英語変則中学科
第八級	[第一年第一期] 文学(付習字・作文)、地理学(付地図)、 史学(太古・中古)、数学(和算・洋算)、 博物学(生理)、画学(自在画法)、体操	[第一年第一期] 語学、地理学、数学、和漢学、体操	(なし)
第七級	[第一年第二期] 文学(付習字・作文)、地理学(付地図)、 史学(中古・近代)、数学(和算・洋算)、 博物学(動物)、画学(自在画法)、体操	[第一年第二期] 語学、地理学、数学、史学、和漢学、体操	(なし)
第六級	[第二年第一期] 文学(付作文)、史学(近代)、数学(代数)、 博物学(植物)、記簿法(単記)、画学(自在画法)、体操	[第二年第一期] 語学、地理学、数学、史学、和漢学、体操	(なし)
第五級	[第二年第二期] 文学(付作文)、史学、数学(代数)、博物学(金石)、 物理学、記簿法(複記)、画学(幾何画法)、体操	[第二年第二期] 語学、地理学、数学、史学、画学、和漢学、 体操	(なし)
第四級	[第三年第一期] 文学(付作文)、史学、数学(幾何)、博物学(地質)、 物理学、経済学、画学(幾何画法)、体操	[第三年第一期] 語学、地理学、数学、史学、生理学、画学、 和漢学、体操	[第一年第一期] 綴方、読方、読本、地理、和漢学、体操
第三級	[第三年第二期] 文学(付作文)、史学、数学(幾何)、化学(無機)、 論理学、国法並政学、体操	[第三年第二期] 語学、地理学、史学、数学、動物学、経済学、 画学、和漢学、体操	[第一年第二期] 文典、万国史、米国史、算術、和漢学、体操
第二級	[第四年第一期] 文学(付作文)、史学、数学(三角法・円錐法)、 化学、心理学、修身学、国法並政学、体操	[第四年第一期] 語学、史学、記簿法、数学、植物学、経済学、 物理学、画学、和漢学、体操	[第二年第一期] 算術、代数、英国史、翻訳、和漢学、体操
第一級	[第四年第二期] 文学、史学、数学(三角法・円錐法)、心理学、 修身論、国法並政学、体操	[第四年第二期] 語学、史学、記簿法、数学、修身学、物理学、 化学、画学、和漢学、体操	[第二年第二期] 代数、幾何学、仏国史、経済学、翻訳、和漢学、体操

『宮城中学校規則 明治十二年十二月改定』から作成。

邦語中学科は「適当ノ書ナキモノハ当分之ヲ欠キ良書ノ出ルヲ待テ之ニ充ツヘシ」との但し書きあり。

英語変則中学科は「此ノ課程ノ外ニ便宜記簿法物理学化学等ノ学科ヲ設クルコトアルヘシ」との但し書きあり。

たのであろう。

（3）夜間部の占めた位置

この夜間部が「夜間中学」「苦学」の一般的なイメージと直接的に結びつくかどうか考察が必要であることは、本稿の最初で触れておいた。ここで吟味してみよう。

県庁・中学校の側がこうしたことを強く意識していたとは思えない。既にみたように、夜間部の設置（すなわち夜間授業への転換）は生徒数の伸び悩みを打開するためになされたことである。それどころか、変則学科を設置する際に入学すべき者として列挙した中の一つ「春秋ニ富ミ才資ニ乏シカラサルモ家計意ノ如クナラサルモノ」は、夜間授業に転換する際の広告では消えているのである。このような貧困青年をこそ迎えようという意識があるなら、今こそ大々的に宣伝すべき時ではないか。年齢制限や授業料にもさらなる改正があってもよい。そうした目に見える苦学生対策はとられなかった。

しかも、英語変則中学科への改組によって事態は一層悪化した。変則学科の授業料は家計によって上等 30 銭・中等 15 銭・下等 5 銭の 3 段階（昼間では上等 50 銭・中等 25 銭・下等 5 銭）だったが^{*(47)}、改組以降は全学科一律で上等 50 銭・中等 30 銭・下等 15 銭となった^{*(48)}。夜間部では 1.8～3 倍に値上げされたことになる。しかも、夜間部にだけは「貧ニシテ学資ヲ給スル能ハサルモノニ其資ヲ給貸ス」る制度である貸費生に応募する資格が与えられなかった。

こうしたことからみると、夜間部の設置にあたって「春秋ニ富ミ・・・」という生徒の入学を主眼に据えていたとは思えない。むしろ、比較的裕福な家に生まれ、学制が整備される前に学齢を超過してしまった青年の入学こそが期待されていた感が強い。「苦学」のイメージよりも、絶えざる改革の道を歩んでいることを市民に印象づけるとともに、わずかでも生徒数を増加させて存在意義を喧伝する「広告塔」といったイメージを読みとるのが妥当であろう。

一方、夜間部が発足するや、県庁・中学校の予想を超える 33 名もの入学者を迎えることになったことは既にみたとおりである。昼間の 82 名に比較しても相当な数である。少なくとも、1870～80 年代にかけての時期に、帝国大学へ連なる学校階梯の確立とか実業教育の普及といったこととは無関係に、夜間の中学校で近代的な学問に触れることへの憧憬が青年たちの心をとらえ始めていたということができよう。

この生徒たちはどのような青年だったのでしょうか。残念ながら、生徒の族籍・年齢・家計状況などを伝える体験記や統計資料の類は発見できなかった。だが、変則学科から英語変則中学科への改組にともない生徒はほとんどゼロに近いところまで激減すること、改組といっても授業料値上げ以外に大きな変更点はなかったことに注目すれば、ある仮説が成り立つ。すなわち、夜間部の生徒の中には生活には困らない（がそれほどの授業料負担増に応じるほどの価値はないとして見切りをつけた）者もいたであろうが、貧困青年が相当な部分を占めていたということである。

だが、生徒たちが苦学生擁護を訴えるような運動を組織した形跡はない。県庁・中学校の側からすれば、巷間の中学校批判さえ収まれば、夜間部設置の目的は十分に達成されたことになる。その意味では、授業料値上げは「安楽死」を狙ったものだったのかもしれない。一方、『仙台日日新聞』を見る限り、県民世論では中学校の存在自体に対して批判的な流れが依然として強く、夜間部の存続を願う機運が醸成される気配はない。

発足から 1 年以上を経たというのに、夜間部は今や孤立無援であった。それは学校階梯が確

立されていない時代の中学校の社会的な位置づけを如実に物語る事態であった。

3. 夜間部の廃止

(1) 英語変則中学科の募集停止

1880（明治13）年5月4日、校長下斗米精三は願によって職を退いた。第2代校長には宮城県師範学校校長和久正辰が兼務発令を受けている。

この頃には、邦語中学科・英語中学科の生徒増加の陰で、生徒減少著しい*⁽⁴⁹⁾ 英語変則中学科は遠からず廃止されることが決定していたとみられる。5月2日に始まった新学期の生徒募集は「英語中学科生徒（英語初学ノ者）二十五名邦語中学科生徒二十五名」*⁽⁵⁰⁾ のみで、英語変則中学科は募集停止となっている。

この措置といわゆる中学校正格化とはおそらく無関係である。文部省は1881（明治14）年に中学校教則大綱を制定して厳格な中学校設置基準を示したのを皮切りに、82（同15）年6月に編纂した『文部省第十年報』で泡沫私学を各種学校に再区分して中学校の範疇から淘汰するようになるのである。募集停止の措置はこれより若干早い。また、後述するように86（同19）年に中学校令が施行されるまでは、引き続き夜間授業を行う私立中学校の新設がみられる。設備・スタッフ・授業科目などが充実している宮城中学校夜間部を、中学校正格化という観点から廃止するというのは無理がある。学校経営が安定してきた以上、多数の学科を維持してまで生徒増をはかる必然性が薄れたという程度の判断だったと考えるのが妥当だろう。

それを示すように、英語変則中学科の募集停止の翌6月には和久校長が教則改正の草案を教員一同に提示している*⁽⁵¹⁾。ここでは邦語中学科と英語中学科の統合がうたわれていた。単一の学科で昼間に教授する形へ回帰させようとしていたのである。英語変則中学科の件も、この文脈でとらえるべきであろう。しかしこれは、職員に受け入れられなかった。何ら結論を出せないまま、半年後の12月14日に和久は兼務を解かれ、第3代校長には広島中学校校長林吾一郎が異動した。この間、英語変則中学科は微温的に推移した。

(2) 学校紛擾の発生と英語変則中学科の消滅

校長に就任した林は、「和久前校長の主義を継ぎ」*⁽⁵²⁾ 教則改正を強行しようとした。これを契機に学校紛擾が発生するが、その過程を『仙台日日新聞』改め『陸羽日日新聞』の記事を中心に追ってみよう。

まず1881（明治14）年1月22日、同校は邦語中学科30名のみを募集している*⁽⁵³⁾。英語変則中学科に続き、英語中学科も募集停止としたのである。さらに2月15日、林は埼玉師範学校から招いたばかりの主席教諭山県悌三郎と相談のうえ、邦語中学科・英語中学科を統合する教則改正案を県令あてに提出し、3月3日付で許可を得た*⁽⁵⁴⁾。

職員は強く反発した。特に学校設置の当初から教鞭をとってきた英学教師の花輪虎太郎・曾良誠太郎は、10月に辞表を提出して仙台義塾へ移った*⁽⁵⁵⁾。11月に行われた送別会の席上、「曾良氏が意中の怨情を演説」*⁽⁵⁶⁾ したのを契機に紛擾が始まった*⁽⁵⁷⁾。憤激した生徒は116名が退校願を提出*⁽⁵⁸⁾、残留したのはわずか5名（所属学科は不明）であった。

これに対し県庁は、邦語中学科・英語中学科を各級40名ずつ新規に募集する*⁽⁵⁹⁾ 強硬措置をとった。だが世論の支持は得られず——新規募集ではかばかしい数を確保できなければ廃校にすべきだという意見すらあった*⁽⁶⁰⁾——、宮城師範学校教員国分豁・岡濯が仲介する形で県と生

徒は和解^{*(61)}した。林校長は更迭された。

翌1882（明治15）年1月25日、第4代校長に秋山恒太郎を迎えて同校は授業を再開した。紛擾で退校した生徒は原則として無条件で復校させるとしたため、100名ほどの生徒がこれに応じた^{*(62)}。このとき、英語変則中学科は復活しなかった。府県立中学校における初の夜間部は、こうして静かに消えていったのである。

おわりに

以上みてきた県立仙台（宮城）中学校夜間部の展開から、以下の3点を指摘できる。

第一に、夜間部は「慶應義塾等ノ方法」と称して設置した変則学科の生徒を増加させることで、仙台中学校の存在意義をアピールするという生々しい動機によって設置されている。県庁、学校の側に貧困青年に学びの場を与えようという意識は低かった。

第二に、夜間部には当初の予想を遙かに超える生徒が入学した。近代の学校階梯が確立し、中等教育が一定の評価を獲得する以前から（そして地方都市においてすら！）、3r'sにとどまらない近代的な学校教育を受けたいと希望する青年が存在していたのである。しかし彼らは、授業料値上げや学科の廃止に際して反対運動を組織するようなことはなく、静かに学びの場を去っていった。

第三に、夜間部は学校経営が安定すると募集停止となり、学校紛擾を機に消滅する。設置から3年間を経ても、市民の間で存在価値が評価されるには至っていなかったといえよう。

こうした特徴は、県立仙台（宮城）中学校夜間部が夜間中学・定時制高校などがもつイメージとは相当異なった性格のものであることを物語る。それは近代学校制度の黎明期において、あるべき中学校像を模索する試行錯誤の産物として生み出されたものであった。官立外国語学校に淵源を発する県立中学校であっても、そこまでしなければ生き残れないほどに過酷な空気が中学校を取り巻いていたという事実を確認しておきたい。

最後に、2つ補足しておきたい。

- ① 県立仙台（宮城）中学校夜間部の試みは、遠く離れた愛知県に影響を与えたように思われる。1883（明治16）年、愛知県中学校では教頭田中貞吉が中心となり、私立中学校として柳城夜学校を設置する。この二つの夜学校には、中学校教員の兼務、助教の採用、昼夜別の校舎といった多くの共通点がある。その一方で、柳城夜学校は「上は東京大学を初諸専門学校大学予備門等へ下は本県中学校に入る」という高い（と同時に幅広い）目標を掲げ、「炭油代及び校舎使用料のみを出さしめ月謝等ハ更に受け納めぬ規則など是れ等ハ実に現今欠くべからざるトモ一大美挙」^{*(63)}だと極めて好意的に報道されている。実は、宮城中学校の第2代校長和久正辰（と教諭小野太郎）は、愛知県中学校と頻繁に人事交流があった愛知県師範学校に80（同13）年まで勤務していた。後発の愛知県中学校では、夜間の経営手法、メディア戦略等々について照会したのではあるまいか。
- ② 宮城県ではこれ以降も県立中学校をめぐる混乱が続く。宮城中学校は1886（明治19）年の中学校令により宮城県尋常中学校となるが、88（同21）年3月には廃校となってしまう。これは87（同20）年に官立第二高等中学校を設置するにあたって、政府から宮城中学校の総経費に匹敵する年額1万1000円（全体の22%）もの県費負担を求められたことによる^{*(64)}。ただし、第二高等中学校は予科（3年）・補充科（2年）を設置したから、中学校段階の進学階

梯は確保されている。紛擾が収まり学校経営が安定した今、県立中学校を廃止すべきではないといった意見が数多く出されて紛糾した県会も、無い袖は振れない以上、文官任用・兵役などのデメリットには目をつぶって廃止に同意するほかなかった。また、86(同19)年には県令松平正直・日本銀行副総裁富田鉄之助らが私立中学校として東華学校を設置したことも、県立中学校廃止やむなしという声の追い風となった。この結果、東華学校が92(同25)年に県立移管されて宮城県尋常中学校(現在の県立仙台第一高校)となるまでの6年間、宮城県には県立中学校が存在しなかったのである。

(注)

- * (1) 仙台市史編纂委員会『仙台市史4 別編2』, 1951年, 158ページ。
- * (2) 宮城県史編纂委員会『宮城県史11(教育)』, 1956年, 288ページ。
- * (3) 宮城県教育委員会『宮城県教育百年史 第一巻明治編』, 1976年, 771ページ。
- * (4) 仙台一中、一高百年史編纂委員会『仙台一中、一高百年史』, 1993年, 7ページ。
- * (5) 菅原亮芳「昭和戦前期「夜間中学」史試論(1)——設置の主体と設置の形態を中心として——」(『日本私学教育研究所紀要第29号(1)教育・経営編』, 1994年, 3ページ)
- * (6) 神辺靖光『日本における中学校形成史の研究 [明治初期編]』, 多賀出版, 1993年。
- * (7) 1873年4月28日布達第57号「学制二編追加」によって新設された学校区分で、もっぱら外国語で教育を行い、「小学→外国語学校→専門学校」という学校階梯を形作る。前掲神辺(1993年)に詳しい。
- * (8) 各年度の文部省年報から同校に対する文部省経費が年平均1万円ほどに上っていたことがわかるが、「明治七年 督学局年報」(『文部省第二年報』, 94ページ)には「校費ノ支給ニ艱ミ校長親カラ新入生徒ヲ教育シ以テ教員ノ欠ヲ補」うという窮状が報告されている。
- * (9) 学習の困難さに音をあげた生徒が櫛の歯を欠くように退学するため、「屢欠員ノ生徒ヲ募集」(「明治八年 宮城英語学校年報」, 『文部省第三年報』, 582ページ)しなければならなかった。その結果、「容易ノ国文書ヲ詳ニ解シ能ハサルモノ」(「明治九年 宮城英語学校年報」, 『文部省第四年報』, 375ページ)までも入学させ、時間外に「予科国文書講読」の名で補習授業を開講する必要に迫られていた。これは官立外国語学校に共通する問題で、学監モルレーは「文部省所轄外国語学校ニ於テ日本ノ児童ニ外国語ヲ教授スルニ今一層簡易精正ノ方法ナカルベカラズ」と批判していた(「明治七年 学監ダビッド、モルレー申報」, 『文部省第二年報』, 30ページ)。
- * (10) 前掲「明治八年 宮城英語学校年報」によれば、最上級生が下等語学の第二年第一級。
- * (11) 「明治十一年 学事巡視功程」(『文部省第六年報』, 54ページ)。
- * (12) 「明治十年 宮城県年報」(『文部省第五年報』年, 347ページ)。
- * (13) 『宮城中学校第三年報 明治十二年』, 12ページ。
- * (14) 『明治十三年四月 宮城中学校事務規則』, 45ページ。
- * (15) 1872(明治5)年から宮城県庁内に宮城活版社を設立し、県の発行する各種布令、達書類を納入販売していた須田平左衛門が『東北新聞』の名で74(明治7)年6月5日に発刊。以後、76(同9)年9月に『仙台新聞』, 78(同11)年1月に『仙台日日新聞』, 80(同13)年6月に『陸羽日日新聞』, 83(同16)年1月に『奥羽日日新聞』, 1903(同36)年1月に『奥羽新聞』と改題、04(同37)年に廃刊となる。『仙台日日新聞』と改題してからは日刊となり、1面には官令・官達・公判・各県録事・論説、2・3面に東京通信・雑報・商況・外信・農事・投書、4面に物価・広告を掲

- 載し、県の広報誌的な役割を果たしていた。なお、須田は自由民権論者であったが投獄されていた77（同10）年5月25日に自殺、彼の考え方は79（同12）年7月6日に若生精一郎が創刊した『宮城日報』に引き継がれた。（以上、『宮城県史4（議会史・言論報道）』（1982年、4ページ）、宮武外骨・西田長寿『明治大正原論資料20 明治新聞雑誌関係者略伝』（1985年、付録「明治時代政党機関誌系統図」）、河北新報社『宮城県百科事典』、1882年、105・547・1106ページ）。
- * (16) 「県庁並諸向往復 明治十一年分 仙台中学校」（宮城県図書館保存資料）。
 - * (17) 『慶應義塾百年史』上巻、1958年、423ページ。
 - * (18) 前掲『慶應義塾百年史』上巻、407ページ。
 - * (19) 前掲『宮城県史11（教育）』、266ページ。これは1873（明治6）年設置の官立宮城師範学校（78（同11）年5月からは県立仙台師範学校）の初代校長大槻文彦が福沢諭吉と親交があったことに端を発するとみられるという。後述する秋山恒太郎（師範学校校長兼中学校長）も慶應義塾出身である。
 - * (20) 『仙台日日新聞』1878.2.2付。
 - * (21) 前掲「県庁並諸向往復 明治十一年分 仙台中学校」。
 - * (22) 『仙台日日新聞』1878.4.5付、「宮城県庁録事」。
 - * (23) 『明治十三年四月 宮城中学校事務規則』、46ページ。
 - * (24) 「其急ヲ要セシニ因リ先ツ仮ニ教科ノ概目ヲ定メテ之カ授業ヲ始メタル」（『宮城中学校第三年報 明治十二年』、5ページ）とあり。
 - * (25) 『文部省日誌』をみる限り、1878（明治11）年に仙台中学校から出された伺いは1月22日付（下等・上等学科を設置）と、後述する10月21付（変則学科を設置）の2件だけである。後者には「今般右中学校中へ変則科ヲ取設度」とあり、4月段階のことには触れていない。
 - * (26) 前掲「明治十年 宮城県年報」。
 - * (27) 前掲「県庁並諸向往復 明治十一年分 仙台中学校」に収録の、下斗米校長から松平県令にあてた書簡（9月20日付）によれば、生徒は20名程度で昼間の正則学科に比べると少ないこと、年少の者は入学しても正則の学科に転じてゆく傾向があること、現状では晩学者が少ないことを理由に、増資を受けられるなら夜間授業への転換も可能とある。年長者主体に正則に比肩する規模の学科となることが期待されていたことがわかる。
 - * (28) 『仙台日日新聞』1878.10.8付。
 - * (29) 前掲「県庁並諸向往復 明治十一年分 仙台中学校」。
 - * (30) 「明治十一年中学校一覧表」「明治十一年宮城県年報」（『文部省第六年報』、1878年）。
 - * (31) 『宮城中学校第三年報 明治十二年』、25ページ。
 - * (32) 『文部省日誌』明治11年第16号、24ページ。
 - * (33) 「明治十二年 宮城中学校綴 学務課」（宮城県図書館保存資料）。
 - * (34) 『仙台日日新聞』1879.1.31付。
 - * (35) 『仙台日日新聞』1879.1.31付。
 - * (36) 『宮城中学校第三年報 明治十二年』、6ページ。
 - * (37) 前掲「明治十二年 宮城中学校綴 学務課」。
 - * (38) 『仙台日日新聞』1879.1.11付。
 - * (39) 『宮城中学校第三年報 明治十二年』、12ページ。
 - * (40) 『明治十三年四月 宮城中学校事務規則』、47ページ。
 - * (41) 『宮城中学校第三年報 明治十二年』、8ページ。

- * (42) 「明治十一年七月 卒業証書刻印帳 仙台中学校監事」(宮城県図書館保存資料)。
- * (43) 『宮城中学校第四年報 自明治十二年九月至明治十三年八月』, 3 ページ。同年報に掲載の「校員一覧表 明治一三年八月調」によれば, 大崎は宮城県平民, 月俸 10 円。
- * (44) 『宮城中学校第三年報 明治十二年』, 1879 年, 18 ページ。
- * (45) 教則改正案は 1879 (明治 12) 年 9 月 10 日付で宮城県が文部省に申請し, 12 月 5 日付で認可 (『文部省日誌』明治 12 年第 23 号, 32 ページ)。これをうけて, 新設の邦語中学科が試験の上 27 名に入学許可を出したのは翌 1880 (明治 13) 年 1 月 13 日のことであった (『宮城中学校第四年報 自明治十二年九月至明治十三年八月』, 4 ページ)。
- * (46) 『仙台日日新聞』1879.11.8 付。
- * (47) 「明治十一年 宮城県年報」(『文部省第六年報』, 283 ページ)。
- * (48) 「明治十三年 宮城県年報」(『文部省第八年報』, 242 ページ)。
- * (49) 『宮城中学校第四年報 自明治十二年九月至明治十三年八月』(18 ページ)によれば, 1880 (明治 13) 年 8 月段階で英語変則中学科の在籍者は, 第 3 級に長井吉徳ただ 1 名である。
- * (50) 『宮城日報』1880.5.2 付。ただし, 後述するように翌 1881 (明治 14) 年 8 月段階では第 2 級に岩淵清満の名前がある。これ以降の生徒募集では英語変則中学科も新入生を受け入れたか, 80 (同 13) 年の調査で岩淵の名前を書き漏らしたかのいずれかであろう。
- * (51) 『宮城日報』1880.6.23 付。
- * (52) 『陸羽日日新聞』1881.2.1 付。「もはや該草案は文部卿の認可を得るも遠らざる模様にて同氏は屢和久前中学校長の住居を訪はれ何か相談せらるゝ由なり」とあり。
- * (53) 『宮城日報』1881.1.28 付。
- * (54) 前掲『宮城県教育百年史』第 1 巻明治編, 654 ページ。
- * (55) 『陸羽日日新聞』1881.10.28 付。これに先立ち, 3 月 20 日から花輪・曾良 (および山内道炳) は勤務終了後に仙台義塾で教鞭をとっていた (同紙 1881.3.18 付)。その結果, 仙台義塾は「入学するもの陸続たり」(同紙 1881.4.7 付) という活況を呈し, 学級を増設したという。
- * (56) 『陸羽日日新聞』1881.11.8 付。
- * (57) これ以上の詳細は不明だが, 前掲『宮城県教育百年史』(第 1 巻, 655 ページ)によれば, 生徒は, 開校以来の優秀教員で生徒に信望があった花輪・曾良を策謀によって解職したと判断し, 全員登校を拒否して校長退陣を要求するストライキに入ったとある。
- * (58) 『陸羽日日新聞』1881.11.9 付。
- * (59) 『陸羽日日新聞』1881.11.26 付。
- * (60) 『陸羽日日新聞』1881.12.2 付。
- * (61) 『陸羽日日新聞』1881.12.8 付。
- * (62) 篁洲陳人「宮城県に於る同盟罷校の嚆矢」, 1934 年, 『宮城教育』第 426 号。
- * (63) 『愛知新聞』1883.2.28 付。
- * (64) 詳細は宮城県議会史編さん委員会『宮城県議会史』(1968 年, 241 ページ以降)を参照。